

御注意

21
「法人税額の計算」の各欄は、次に記載することになりますので、御注意ください。
①協同組合等については、「39」から「41」までの各欄に記載します。
②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上の協同組合等にあつては、「39」から「41」までの各欄に記載します。
③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が100億円以上の協同組合等については、「39」から「41」までの各欄に記載します。

平成 年 月 日
税務署長殿

所管
業種目
概況書
要否
別表等

※
税務署
理
欄

青色申告
一連番号
整理番号
事業年度(至)
売上金額
申告年月日
通信日付印
確認印
庁指定
局指定
指導等
区分
申告区分
法人税
期限
修正
地方法人税
期限
修正

納税地
電話() -
(フリガナ)
法人名
法人番号
(フリガナ)
代表者
自署押印
代表者
住所

事業種目
期末現在の
出資金の額
経理責任者
自署押印
旧納税地及び
旧法人名等
添付書類

平成 年 月 日
事業年度分の法人税
申告書
平成 年 月 日
課税事業年度分の地方法人税
申告書

翌年以降
送付要否
要
否
適用額明細書
提出の有無
有
無
税理士法第30条
の書面提出有
有
税理士法第33条
の2の書面提出有
有

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1	十億	百万	千	円	控除 税 額 の 計 算	所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	12	十億	百万	千	円
法人税額 (45)又は(48)	2						外国税額 (別表六(二)「20」)	13				
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「22」+別表六(七)「18」+別表六(八)「10」+別表六(九)「22」+別表六(十一)「23」+別表六(十二)「28」+別表六(十三)「24」+別表六(十四)「6」+別表六(十五)「19」+別表六(十六)「19」+別表六(十七)「18」+別表六(十八)「18」+別表六(十九)「38」+別表六(二十)「10」+別表六(二十一)「22」+別表六(二十二)「23」+別表六(二十三)「22」+別表六(二十四)「21」+別表六(二十五)「28」+別表六(二十六)「12」)	3						計 (12)+(13)	14				
差引法人税額 (2)-(3)	4						控除した金額 (10)	15				
リース特別控除取戻税額 (別表六(二十八)「31」)	5						控除しきれなかった金額 (14)-(15)	16				
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二の二)「25」+別表三(三)「20」)	6				000	土地譲渡税額の 内訳	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	17				0
同上に対する税額 (17)+(18)+(19)	7						同 上 (別表三(二の二)「28」)	18				0
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8						同 上 (別表三(三)「23」)	19				00
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9					この申告 の申告 に金 よる額	所得税額等の還付金額 (16)	20				
控除税額 ([(8)-(9)]+(14)のうち少ない金額)	10						欠損金の繰戻しによる 還付請求税額	21	外			
差引この申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11				00		計 (20)+(21)	22	外			
						この申告 の申告 で 告 が る 修 場 正 合	この申告前の所得 金額又は欠損金額 (51)	23				
							この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (55)	24	外			00
							欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)+(別表七(二)「9」 若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	25				
							翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5」の合計)	26				

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	27	十億	百万	千	円	この申告による還付金額	32	外				
所得地方法人税額 (50)	28					この申告 の申告 で 告 が る 修 場 正 合	この申告前の 課税標準法人税額 (58)	33				000
外国税額の控除額 (別表六(二)「50」)	29						この申告により納付 すべき地方法人税額 (61)	34				00
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額	30											
差引確定地方法人税額 (28)-(29)-(30)	31				00	還する金 融機 関 等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	郵便局名等	預金		
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額						口座 番号	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-				
剰余財産の最 後の分配又は 引渡しの日	平成 年 月 日	決算確定の日	平成 年 月 日			※税務署処理欄						

法 0301-0102

税理士
署名押印

別表(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等の分………平二十九・四・一以後終了事業年度等分